

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市社会体育施設等設置及び管理条例(平成 16 年条例第 197 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表第 1(第 2 条関係) (1) グラウンド	別表第 1(第 2 条関係) (1) グラウンド

名称	位置	管理を行う者
旧郷野小学校グラウンド	安芸高田市吉田町桂 234 番地	市長
(略)		
安芸高田市高宮ハーモニー広場	安芸高田市高宮町佐々部 983 番地 2	市長
旧来原小学校グラウンド	安芸高田市高宮町原田 3375 番地	市長
(略)		
安芸高田市甲田甲立多目的広場	安芸高田市甲田町上甲立 293 番地	市長
旧小田東小学校グラウンド	安芸高田市甲田町高田原 896 番地	市長
(略)		

(2) 体育館

(表は省略)

(3) 附属施設

名称	位置	管理を行う者
安芸高田市美土里総合運動公園附属施設	安芸高田市美土里町本郷 4535 番地 2	市長

別表第 2(第 3 条関係)

(1) グラウンド

名称	休日
旧郷野小学校グラウンド	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
(略)	
安芸高田市高宮ハーモニー広場	
旧来原小学校グラウンド	
(略)	
安芸高田市甲田甲立多目的広場	
旧小田東小学校グラウンド	
(略)	

名称	位置	管理を行う者
(略)		
安芸高田市高宮ハーモニー広場	安芸高田市高宮町佐々部 983 番地 2	市長
(略)		
安芸高田市甲田甲立多目的広場	安芸高田市甲田町上甲立 293 番地	市長
(略)		

(2) 体育館

(表は省略)

別表第 2(第 3 条関係)

(1) グラウンド

名称	休日
(略)	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
安芸高田市高宮ハーモニー広場	
(略)	
安芸高田市甲田甲立多目的広場	
(略)	
(略)	

(2) 体育館

(表は省略)

(3) 附属施設

名称	休日
安芸高田市美土里総合運動公園附属施設	12月29日から翌年の1月3日まで

別表第3(第10条関係)

(1) グラウンド

1時間当り

施設名	グラウンド利用料金	照明設備利用料金
旧郷野小学校グラウンド	150円	二
(略)		
安芸高田市高宮ハーモニー広場	(ゲートボールコート1面につき) 50円	150円
旧来原小学校グラウンド	150円	500円
(略)		
安芸高田市甲田甲立多目的広場	250円	1,000円
旧小田東小学校グラウンド	150円	二
(略)		

1から3まで (略)

(2) 体育館

(表は省略)

(3) テニスコート

(表は省略)

(4) 附属施設

1時間当り

施設名	区分	金額
安芸高田市美土里総合運動公園附属施設	事務室利用料金	300円
	学習室利用料金	300円

(2) 体育館

(表は省略)

別表第3(第10条関係)

(1) グラウンド

1時間当り

施設名	グラウンド利用料金	照明設備利用料金
(略)		
安芸高田市高宮ハーモニー広場	(ゲートボールコート1面につき) 50円	150円
(略)		
安芸高田市甲田甲立多目的広場	250円	1,000円
(略)		

1から3まで (略)

(2) 体育館

(表は省略)

(3) テニスコート

(表は省略)

活動室利用料金	700 円
クラブハウス利用料金	300 円
1 1時間に満たない時間は、1時間とする。	
2 市民以外の者が使用する場合は、利用料金は2倍の額とする。	
3 市民とは、利用者又は利用代表者が市内在住又は在勤者とする。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。